

平成30年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

平成30年12月6日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 報告第15号 専決処分の報告について

1. 議案第68号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例

1. 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第70号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例

1. 議案第71号 訴えの提起について

1. 議案第72号 訴えの提起について

1. 議案第73号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	11番	大泉治君
12番	鈴木英雅君	13番	遠藤积雄君

欠席議員（1名）

10番	門田善則君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	企画財政課長 兼参事	佐々木健一君
企画財政課参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課長 兼参事	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長 兼参事	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 兼参事	達曾部義美君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開議の宣言

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

10番門田善則議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎報告第15号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、報告第15号 専決処分^{（一）}の報告^{（二）}についてを議題といたします。

提案理由の説明の報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。きょうもよろしくどうぞお願ひします。

報告第15号について申し上げます。

本件は、平成30年9月24日、町道馬追大谷地線において走行中の車両が道路の陥没により損傷した事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、12月会議議案書1ページをお開き願ひします。

報告第15号 専決処分^{（一）}の報告^{（二）}について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月5日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願ひします。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月5日。涌谷町長。

区分でございますが、物損事故でございます。

相手方につきましては、宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字新大谷地53番地1、金野秀光。

事故の概要ですけれども、町長の提案理由にもありましたとおり、平成30年9月24日、相手方所有の車両が町道馬追大谷地線を走行中、道路の陥没によりタイヤ及びホイール1本を損傷したものでございます。

損害賠償額、和解内容でございますが、2万23円、その余の請求を放棄ということでございます。

このことにつきましては、10月5日に示談が成立いたしまして、損害賠償金につきましては、町が加入しております総合賠償保険から10月15日に相手方に支払われているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

以上で報告第15号は終了いたしました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第68号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町民バス籠岳山線の一部路線変更に伴い所要の改正を行おうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第68号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページと、あと定例会資料7ページをごらん願います。

本案は、町民バスの小里循環線のヨークベニマル前7時20分発の小里循環線の成沢回りの1便が、涌谷高校生の利用者の増加により乗車できない利用者が出てまいりましたことから、これに対応するため、籠岳山線の朝の7時25分発の2便を路線変更しまして対応するため、条例改正をいたそうとするものでございます。

定例会資料の7ページをごらん願います。

町民バスの運行経路図でございます。

今回改正いたそうとする路線は、紫色の籠岳山線で、宮城カントリークラブ前を通る路線でございます。

資料の8ページをごらん願います。

篁岳山線の、朝の7時25分発の2便の新旧路線図でございます。下の路線図が現在の路線図で、旧路線図でございます。起点が涌谷町字渋江地内のヨークベニマル前から、終点が涌谷町太田字火打地内のJA篁岳支店前となっております。上の路線図が、路線変更を予定しております新路線図となります。篁岳山線の起点に涌谷町涌谷字黄金迫前南地内を追加しまして、そして終点に、同じく涌谷町涌谷字黄金迫前地内、そして涌谷町小里字長根北地内を追加いたそうとするものでございます。

これによりまして、篁岳山線の朝の7時25分発の2便については、これまでヨークベニマル前からJA篁岳支店前まで運行していましたが、涌谷高校前からJA篁岳支店前までの利用者が平成29年度の1年間では22人、30年度は上期分で11人と極端に少ない利用状況でありますので、ヨークベニマル前から涌谷高校前までの運行といたします。その後、同じバスが岸ヶ森大橋8時3分発で、涌谷高校前8時18分着として運行しまして、利用者の増加に対応いたそうとするものでございます。

なお、運行につきましては年明けの1月4日からを予定してございます。

本案につきましては、10月18日に東北運輸局、遠田警察署、宮城県の総合交通対策課、行政区長会、運行事業者などの関係者が集まりました地域公共交通会議で協議をいただき、承認をいただいております。

議案書をごらんいただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第68号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 涌谷町町民バス条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、このたびの公金紛失及びその後の不十分な対応により、町民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、本事案に対する監督者としての責任を明らかにするため、私の給料について50%を平成31年8月30日までの間、減額いたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書4ページでございます。新旧対照表は2ページでございますが、議案書でもって説明させていただきます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由のとおり、町長の給与の減額を行うよう規定いたそうとするものでございます。

内容といたしましては、本俸附則に26項として1項を追加いたしまして、平成31年1月分から8月までの8カ月間、町長の給料月額50%を減じるものでございます。

ただし書きにつきましては、手当の額の算出基礎額及びこの特例期間中に退職した場合の退職金算定の給料月額につきましては、減額前の給料月額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4番。

○4番（稲葉 定君） 給料の減額ということでございますけれども、100分の50という数字の算出というか、その根拠を教えてくださいなんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 根拠といいますか、いわゆるこの事案が発生した段階で、いわゆる記載上のミス、決算書の。それから、議会と監査委員さんに対する報告がおくれたと。そのことにつきましては、議会経験者として、なおかつ議長経験者として、議会と執行部との重みを考えまして、中途半端な数字よりも50%のほうがわかりやすいということで、私のほうから逆に提案申し上げました。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） ということは、町長の気持ちで、この50が出たということのようなんですけれども、同様な事案はいっぱいそんなにあるわけではないんですが、同様な事案を参考にとということではなかったんですね。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） そういうことはございません。（「わかりました」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 私、今回の公金の取り扱いの件に関して、責任の所在というものを考えたときに、最初、私たちが資料をいただいたときは100分の10でした。それが50になったということに、まず驚きを感じております。

それで、責任の所在というものは、これはあくまでも再発防止の手段だと思います。それで、やはりこれが再発防止のための手段であれば、この減額というものは余りにも大き過ぎるような、私は気がします。尺度はわかりません。今、町長が話したとおりなのかも……でも、すごい大きな英断だと思います。それが、出されました、いろんな今後対応する書類を見ても、やはり一丸となって取り組まなければいけないことだと思います。

それで、あくまでも給料というものは生活給でございまして、それが100分の50というものは、私もやはりどうなのかなと思ひまして、きょうは質問させていただきました。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） それだけ重く受けとめております。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 町長の英断というものはわかるんですけども、このことに当たって対処すべきことは、やはり初期対応をもっと早目にやっておけば、こういう大きな事案にはならなかったのではないかなと。やはり、こういうとあれなんですけれども、失敗とかミスというものはつきものだと思います。人が人を動かしているものですから、やはりミスがないとは言えないと思います。やはり、そのときの対処というものは、初期対応がもうちょっと早ければ、こういう大きな事案にはならないで済んだのではないかなと考えます。

それで、100分の50というものを町長は決断したとおっしゃいますけれども、やはり今後こういうことがあったときに、これが一つの参考事案になるかと思うので、この辺のことを私は考えて、今2回目の質問をさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） これが一つの例にはならないかというご心配のようでございますが、これはそのときの為政者の判断でございまして、そのときの為政者の判断につきましては、必ずしも前例になるものではないと考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかに。9番。

○9番（杉浦謙一君） 11月26日の議会運営委員会で、この10%の減額の報告を受け、3月31日までという、議案書もそういう議案書でありましたから、そして今、その間の12月5日の差しかえまでの間、10%から50%の減額、そしてなおかつ3月末から8月末までの、この短い間に何か町長の気持ちが変わったのか、そういった、私はちょっと不思議に思っているんですけども、確かに10%の減額というものは、歴代の町長が、私が議員になってから常に10%カット、なおかつ議員も10%カットをずっと何年も続けてきたという経緯があります。議員の10%というものはきついんですけども、それでいいのかな、どうなのかなという疑問は持ちながら、きのうの議会に臨んだわけですけれども、この間の決断の中で、こういった気持ちで新たに条例案を出してきたのかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 時系列なことにつきましては、今、質問者のおっしゃったとおりでございますが、なぜ途中で変わったのかということでございますが、先ほど、3番議員、4番議員にもお答え申し上げましたとおり、事の事案を常にそれだけ重いものと受けとめておりまして、途中からころっと変わったわけではないです。私はこの事案が発生した時点から、かなり責任が重いものがあると自分に言い聞かせてまいりました。いわゆる、自

分で自分を戒めることがいかに大切かということを知らされましたので、あえて決断いたしました次第です。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） いわゆる10%の最初の提案を出してきた時点で、少し、出すのも早いのではないかなと、もう少し煮詰めてから案を出すべきではないかなと思うんです。その間ちょっと、副町長の辞任という話もありまして、ちょっとショッキングなこともあったこともあるのかなと思うんですけれども、きょうの大崎タイムスを見ますと、ちょっと町民の方のショックがあるのかななんて思いながら、この50%カットも大分ショックというか、印象が強いというような思いが町民の方にもありますけれども。

そういった点で、出してくることはちょっと、10%カットはちょっと早過ぎたのではないかなと思うんですけれども、私はそう考えておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 今、提案しております議案が、今回の私の政治的な決断でございまして、その間いろんなことがあったということは質問者の危惧するとおりでありますが、最終的な決断は私の考えでやりました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 関連になりますけれども、私も確かに、その議案書の配付からきのうの差しかえまで、10%から50というものは余りにも極端過ぎるのではないかということが一つあります。そこには何か前からそういう責任を感じていたのであれば、なぜ当初からこのような額というか、パーセンテージで出さなかったのかということ疑問に思うわけですが、そういうことと、確かに3カ月から8カ月間という期間、ましてや、その8か月後は町長の選挙も控えているわけですので、そこで町長が立候補するかしないかは、私はまだわかりませんが、条例を介した寄附行為にも当たりかねないということも考えられます。

また、副町長が辞任するというのを聞いて、私もショックを受けていますけれども、将来的に、来年の8月までに副町長を置くのか、置かないのか、ありますけれども、町長が三十数万円の給料に対して、副町長が六十何万円をいただくというようなことになるわけですので、副町長の立場とか、そういうことも考える必要があるのではないかと私は思います。

それからもう一つ、町長がそのような金額を減額されて、3番議員が生活給とは話しましたけれども、労働の対価には間違いのないわけで、それを盾に、その責任を逃れるとか、職務に専念しないというようなことも考えられますので、その辺もお伺いしておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ここに至ったことにつきましては、ただいま前者に答弁したとおりでございまして、その後の副町長辞任ということにおきましては、まだ予断が及んでおりません。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 及んでいないことはわかりますけれども、そういうところまで考えて判断をしなくてはいけないのではないかと私は質問しているわけで、その辺、答えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま申し上げましたとおりで、今、自分自身のことを皆さん方に委ねているのが手いっぱいございまして、そのことについてはまだ考えておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） こういう条例を出すわけですから、議会には説明をしたということでしょうけれども、きょう、大崎タイムスを私はまだ見ていませんけれども、かなり町民の動揺、ショックがあるということですので、丁寧な町民への説明は必要かと思えますよ、この50%の8カ月の減額。何を根拠にしたのかということとは当然説明しなくてはいけないし、今後のことも当然説明していかなくてはいけないと思うんですが、その辺のお気持ちをお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） まだ条例成立がしていませんので、私は、いわゆるこれを前提にして町民の方に説明するというよりは、しっかりとした条例になってから、こういう経過がありましたということで説明したほうがわかりやすいかと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

11番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）

ほかにございませんか。

それでは、11番。

○11番（大泉 治君） 本案件は、公金紛失に端を発した責任の所在の議案であると考えておりますし、また、人は時に判断にミスをするものであり、ミスをするからこそ人間だと私は思っております。そして、この地方自治体におけるミスというものは、決して許されるものではありません。

しかし、ミスをするのが人間でありますから、そのミスが最少のうちに、班、そして課内で、ミスでない形で執行していくことが行政の役割であると私は考えております。

しかしながら、今回こういった事件が発生いたしました。発生したことについては、それなりの責任を明確にして、昨日の議会で職員等々の処分がなされました。

そして、最も肝要なことは、こういった事案が二度と起きないようにしていくということ、そしてまた起こさないという決意が大きな、重要な部分だと私は考えております。

今回の町長からの提案は、余りにも大きな責任のとり方であり、こういったことが今後の悪しき例となるような気がしてなりません。

そういったことから、私たち議会は、こういった責任のあり方が適切であるのかを冷静に判断すべきであると思う、限度を超した今回の提案に対しては反対いたすものであります。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。よって、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第70号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、街路灯を維持する6商店会等に対する維持費補助の率の見直しを行おうとするものです。

各団体においては、児童生徒の通学路に供されている路線であることから、険しい運営状況にあっても、安全で安心して通行できるように街路灯を維持していることから、町といたしましても各団体の活動を支援するため、現行の2割から7割に補助率を改正いたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案第70号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例でございます。

その前に、今回の条例改正に至る経緯を少しご説明申し上げます。

平成29年1月に、街路灯を管理する6団体の現状を把握し、今後のあり方について参考にするためアンケートを実施しました。アンケートの結果として、「数年は維持可能」「会員数の減少により今後の維持には不安があり、補助率の増を求める」「老朽化による撤去時の費用負担に不安がある」との調査結果でした。

平成29年10月、町民の方から、一部の街路灯が消えているとの連絡があり、確認しましたところ、2団体での街路灯が維持していくことが困難として、間引き点灯がされておりました。補助事業で整備された街路灯で、好ましい状況にないため、消灯の経緯等を確認するため、関係団体との意見交換を開催し、現状を確認し、意見をいただきながら、再点灯を求めてまいりました。

全体の6団体と4回、街灯団体と協議3回を経て、「電気料金の7割補助となれば維持が可能である」と意見を集約できましたことから、消灯していた街灯も、1団体については9月28日に再点灯、残り1団体につきましても11月14日に再点灯し、不点灯が解消されましたことから、町長が申し上げましたとおり、街路灯の管理をする団体を支援するため、条例の改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第4条第2項にある、維持に係る補助「2割以内」を「7割以内」に改正を行うものです。

附則としまして、本条例は30年4月1日から適用するものです。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 確かにその6団体、各振興会で維持管理をやってきたんですけども、例えば新町で言えば、鈴木クリーニング屋から、ずっとオノシュウモンマートまで14軒ですかね、あけている店は。上本町だと、イサスエさんからコーヒー屋さんまで7軒。下本町、アサヒ薬局から本間さんのところまで9軒というように、かつて本当に小売店がみんな店をあけていた時代と違って、間引きされて、もう店が閉まってしまう、後継者がいないとか、お客さんが来ないということで店が閉まっている。それで、振興会そのものの存続も危ぶまれているということで、街灯の電気料金の負担、維持管理が大変であるということ。

それから、上本町に至っては振興会そのものを解散しているんですね、ここはね。ただ、街路灯組合として残っていて、結局その街路灯というものは防犯灯みたいなものと一緒だから、店を閉めても、お宅のところも恩恵に当たっているんじゃないかということで、街路灯組合と、ここは分けて維持管理をやってきたという経緯があるんですけども。よそのまちでは、会で維持することはもうできないから町へ寄附するということもあると聞いていますけれども。

将来的に、今から……7割だったら、6団体にアンケートをやって、そのほかに協議、6団体と意見交換、4回もやって、この辺だったらまだ払えるよということで、こうやったということは、それはそれなんですけれども、果たしてこの先ずっとそれで……そうなったときはなつたときでまた考えると言えばそれまでなんですけれども、どうしていけばいいのかということをやっぱり考えていかないと、とりあえず払えるよということで7割に決めたんでしょうけれども、やっぱり将来どうするのかなということも視野に入れていかないといけないのではないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですかね、建設課長。

○議長（遠藤釈雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） アンケート結果にもございまして、灯具自体の老朽化もあり、安全上の問題もありまして、撤去時の費用もかかりますし、また修理費もかかるということが目に見えて、会員の方も、商店会の方も心配しておるところでございます。

6団体としては、できる限り街路灯としてやっていきたいという気持ちのほかに、やはり将来的に負担がふえれば、町への防犯灯の切りかえも考えていかなければならないという意見もございました。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

8番、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）

ほかにございませんか。

では、8番。

○8番（久 勉君） 私も新町振興会の賛助会員なんですけれども、その総会のときにいつも出てくることが、やっぱり街路灯の問題。修繕費に金がかかるとか、それから電気料金が大変だということはずっと、重々聞いていましたし、さっき申し上げたとおり、みんなお店が閉まっていたりとか、そういった本当に疲弊していると思うんですよ。本当に、店をあけていても、この店にお客さん何人来るのかななんて思うと、とてもではないけれど

も大変なことだろうなということは重々承知していました。

特に、駅前の、涌谷駅をおりたときに、もう3分の1ぐらいしかついていなかったんですね、みんな、会員をやめた人のうちの前の街路灯を消すとかですね。だから本当に、涌谷駅におりたときに、もう薄暗くなっている町というものは、やはり冬期間になれば夕暮れが早くなって、5時ごろにはもう暗くなる。高校生が帰るときにはもう暗いところを歩いていくようなということは、やっぱりこれはいいことではないだろうなと思っていましたところ、そのアンケートをやって、そして6団体の人たちとお話し合いをきちんとやって、そして今までの2割だったものを7割にするという英断と申し上げますかね、そういう大変なことで頑張っている人たちに町が応援するということはやはり必要なことだと思いますので、今回の7割に、町が応援するということに賛成します。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第70号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第70号 街路灯設置並びに維持に関する補助条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第71号 訴えの提起についてを議題といたします。

ここで、議案第71号、議案第72号については関連がございますので……。

〔代表監査委員 遠藤要之助君退席〕

○議長（遠藤稔雄君） 本人、退席なされました。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町営八雲住宅入居者が長期にわたり家賃を滞納しておりますことから、涌谷町町営住宅条例第34条の規定に基づき明け渡しを求めるものでございます。

訴えの提起は、地方自治法第96条第1項第12号に規定する議会の議決事項でありますことから提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 6ページをお開きください。

議案第71号 訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1、訴えの趣旨。

町営八雲住宅の明渡しを請求する。

滞納家賃の支払いを請求する。

2、訴えの理由。

相手方は、町営住宅に入居している者及び連帯保証人であるが、長期にわたり住宅家賃を滞納し、本町の催告にもかかわらず家賃を納入していないので訴えを提起するもの。

3、訴えの相手方。

宮城県遠田郡涌谷町字渋江69番地、町営八雲住宅121号、横山良子（入居者）。

宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字酌子37番地、遠藤要之助（連帯保証人）。

4、訴えの物件。

町営八雲住宅121号。

5、授權事項。

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄、又は認諾。
- (2) 控訴、上告又はその取下げ。
- (3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為。

6、管轄裁判所。

仙台地方裁判所古川支部。

内容につきまして、相手方の横山良子は平成17年9月に八雲住宅121号に入居し、平成20年6月から途中一部家賃は納入している月はあるものの、平成30年8月30日までの滞納額が171万8,200円となるものです。本人には何度も催告書を持参し、訪問等を行い、催告を続けてきましたが、面会や連絡がとれず、ことし9月に最終催告書を通知しました。また、保証人にも家賃の未納状況と納付指導の依頼を続けてまいりましたが、それでも横山良子から分納等の相談や連絡もないため、町の顧問弁護士とも相談を重ねた上で、今回の訴えの提起の議案を提案するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今、訴えの相手方にはいろいろと案内、通告等をしているようですけれども、この訴えの基準とかそういうものは設けてあるものなんではないでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 事務管理マニュアル等で定めておりまして、3カ月を滞納した場合は催告等を行うこととしております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうすると、3カ月滞納になってからいろいろ、催告状等は出していたということだと思うんですが、合計が170万円を超すような、こういう額まで訴えをしなかった理由は何かあるんでしょうか。もう少し早い時期の訴えなりすべきではなかったのかと思うんですが、その辺をお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 相手方が、平成22年当時から滞納等はありませんでしたが、各、24年とか25年には滞納がございました。その経緯もございまして、できるだけ納入の催告をお願いしてきましたけれどもここ28年、29年がほとんど納まっていない状況が続きました、今回に至ったわけでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 私は、こんなに滞納額が、それは納めるかどうかはちょっとこれからの裁判の進み方ぐあいからでしょうけれども、お互い大変だと思うんですね。もう少し早く対処しておけば、相手方も納めるかもしれませんし、このように額が大きくなってしまうと、やはり納めるのに大変と思うんですが、なぜもう少し早くそういう訴えを起こすとかできなかったのか。その辺の原因なりを教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 何度も訪問したりして催告をしまいましたが、本人も連絡をよこすこともなく、ずっとそのような状態になってしまったので、早目に対応できればと思ったのは担当課の次第です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 関連でございますけれども、今、言ったように、何か催告はしましたけれども、相手から連絡がとれないということで、その流れの中で、通知を継続しているから何とかなるのではないかと考えていたという部分だとは思いますが、今2番議員が言ったように、ここまで来ると、やはりこれも回収がなかなかかからないのではないかと。裁判で決まっても、お金がないということで、ならないというようなことが予想されますけれども、それにこしても裁判をかけてまで退去させなくてはできないのかという部分をもう一度お知らせください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 自宅の使用料に関しては、私的債券となっております、裁判をもつてのみの提起となるものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 大変単純な質問で申しわけないんですけども、よく一般というか、アパート経営の中には、滞納者に対しては鍵の交換とか、そうやってもう無理くりとか、払わせるとか、連絡がつくようにして処理しているということをよく聞くんですけども、行政ではそういった形の中での対応というものは、やはり行政ということではできないのかどうか、確認しておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 公営住宅ではそのような対応はとっておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） なかなかこれも、今、何回も言いますが、裁判でかなりの費用がかかることが予想されます。今後、こういったことが本当に、早くやったことに絶対こしたことがないと考えますので、あと何人いるかわかりませんが、今後出ないような形で処理をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） まだ滞納の方がございますので、まるっきり会えない方はほとんど、まず、この間、

保証人にも連絡を再度通知しておりますので、裁判にならないような状況に持っていきたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、議案第71号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第6、議案第72号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきの議案第71号と同様、町営八雲住宅入居者が長期にわたり家賃を滞納しておりますことから、涌谷町町営住宅条例第34条の規定に基づき明け渡しを求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第72号 訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1、訴えの趣旨。

町営八雲住宅の明け渡しを請求する。

滞納家賃の支払いを請求する。

2、訴えの理由。

入居者は、長期にわたり住宅家賃を滞納しており、本町の催告にもかかわらず家賃を納入していなかったが、平成30年8月に死亡したため、その法定相続人に対し訴えを提起するもの。

3、訴えの相手方。

宮城県遠田郡涌谷町字渋江69番地、町営八雲住宅121号、横山良子（法定相続人）。

宮城県遠田郡涌谷町字渋江69番地、町営八雲住宅131号、横山京子（法定相続人）。

4、訴えの物件。

町営八雲住宅131号。

5、授権事項。

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄、又は認諾。
- (2) 控訴、上告又はその取下げ。
- (3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為。

6、管轄裁判所。

仙台地方裁判所古川支部。

それでは、内容について、八雲住宅131号の相手方2人の母である入居者は、平成26年3月に夫から、保証人がいないままに入居の継承をして、平成27年8月から途中一部家賃は納入している月がありますが、平成30年8月までの滞納額が96万3,300円となり、相手方の母の入居者には今までも催告を持参し、訪問等を行い、催告を続けてまいりましたが、また面会や連絡がとれず、ことし7月にも最終催告書を通しました。相手方2人の母である入居者が平成30年8月に死亡したことから、今回の相手方である法定相続人の娘2名に対し、住宅の明け渡しと家賃の支払いを町の弁護士と相談の上、訴えの提起を議案として提案するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） これは、借りている本人が死亡したときに、その前の連帯保証人はなかったの、これは。それで、死亡したときに、法定相続人はそこに入れるの。入居申し込みは、最初に母がして、町が許可して入れたんでしょう。それが法定相続人だからといって、そのままそこに入居できるシステムなの。あなたは申し込んでいないんだもの、ここはもう出ていってもらいますよということではできないのかな。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 母であります亡くなった入居者が、保証人がいないままに入居の状態が続いておりまして、同居していた者は、下の横山京子でございます。それで今回、明け渡しも含めて、家賃の滞納の支払いも含めて請求するものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 連帯保証人もいないままに入居させていたとなれば、それは町のほうに瑕疵があるのでないの。何で入居できるの、そういう連帯保証人のいない人が。おかしいんでないの、それは。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 町営住宅の条例関係で、第12条で「入居者は連帯保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める入居予定者についてはこの限りでない」という文言がございますが、住んでいた方のときは、夫の場合は保証人があったんですけれども、保証人の方も亡くなって、その時点で、あとまた夫も、母も亡くなってしまったということで、その時点では保証人をお願いはしたんですけれども、継続できていなかったということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 条例で、町長が特別という、よくある言葉なんだけれども、これは裁判でも弱いんでない、そういうのは。何で特例を認めたかということが、厳しいな。まあ、条例で特別な理由となりますと、特別な理由はどんな例かと言われればわからないけれども、誰も親戚もいないとか、町内に知人もいないとか、何とも言えないのはあるな、これは。わかりました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいまの件につきまして、私から見解を申し上げさせていただきます。

今回の件ならずで、もっと類似した件があるのかと考えておりますけれども、いろんな民法でありますとか、そういった法律を詳細に照らし合わせながら、しっかりした対処をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第72号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔代表監査委員 遠藤要之助君復席〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第73号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億1,331万6,000円を増額し、総額を75億5,024万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、国庫支出金及び県支出金におきまして、内示または見込みにより措置いたすものでございます。

繰入金におきましては、財源調整等に伴う増額を見込み、諸収入におきましては、国庫支出金の過年度精算交付金が見込まれることから増額いたし、町債におきましては、歳出予算の見込みにより、それぞれ措置いたすものでございます。

歳出では、職員人件費におきましては、退職手当特別負担金を増額いたすものでございます。

総務費におきましては、さきの議案でお認めいただきました公営住宅の明け渡しに係る訴訟費用を増額いたし、地域おこし協力隊経費については3名分で計上しておりましたが、今年度は2名での活動となったことから減額いたすものでございます。

民生費におきましては、後期高齢者医療広域連合精算負担金の確定による増額、障害者自立支援費、保育委託費及び子ども医療費助成金の年度末までの見込みにより増額いたすものでございます。

衛生費におきましては、各救命センター等運営費負担金の確定に伴う増額、予防接種事業の年度末までの見込みによる増額及び病院事業会計への追加拠出を行い、病院経営健全化を図るものでございます。

商工費におきましては、小里地区の企業への支援策として進めておりました水道施設工事について、事業完了により減額いたすものでございます。

土木費におきましては、石坂橋補修工事について増額いたし、河川に影響を与える工事の早期完了を図るものでございます。

教育費におきましては、教育施設へのエアコン設置について、小中学校については設計業務を、幼稚園については工事費を今回計上いたし、教育環境の改善を図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第73号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）、予算書の56ページ、57ページをお開き願います。

私から、初めに人件費について説明させていただきます。

56ページの給与費明細書、1特別職でございます。この表の下のほう、比較のところを見ていただきたいと思います。

長等の期末手当の欄で37万9,000円の減額となっておりますが、このことにつきましては、教育長の6月支給分につきまして、期間率により減額となったものでございます。その他特別職で、人数2名の減となっておりますが、交通安全指導員2人が退職したことによるものでございます。報酬で3万1,000円の減につきましては、交通安全指導員で11万9,000円の減額と、選挙管理委員会委員報酬で8万8,000円の増額となりますことから、差し引き3万1,000円の減額となったものでございます。

続きまして、57ページ、一般職でございます。

(1) 総括の比較の欄を見ていただきたいと思います。給与費の給料で73万9,000円の減額でございますが、育児休業の減となったものでございまして、取得による減額と復職による増額の差し引きにより減額となったものでございます。

次の、職員手当では101万5,000円の増額となっておりますが、内容といたしましては、次の段の、職員手当の内訳のところを見ていただきたいと思います。管理職手当につきましては額の確定見込みによるものでございまして、扶養手当、住居手当、通勤手当につきましては、職員の住居等の履歴の変更により増額いたすものでございます。時間外手当の65万9,000円の増につきましては、社会福祉総務費において要支援者マップの作成等、それから保健衛生総務費におきましては、医療福祉センター30周年記念式典の準備等で予算を消化したほか、今後、子育て世代包括支援センターの立ち上げ事務等が見込まれること、農業総務費及び商工総務費におきましては、物販が例年より多かったことや、集落座談会やお祭り関係で夜間の会議が今後多く見込まれますことから、それぞれ年度末までの見込みにより増額をお願いするものでございます。

以上の合計といたしまして、職員手当で101万5,000円の増額となったものでございます。

次の段の、期末手当、寒冷地手当の増額につきましては、育児休業を取得しておりました職員が復職したことによるものでございます。

一番下にあります(2)の表の、退職手当負担金の増額につきましては、退職する職員の特別負担金でございます。

それでは、5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(佐々木健一君) 第2表債務負担行為補正、1債務負担行為の追加ですが、平成32年度から導入される会計年度任用職員制度の導入支援業務委託料の追加で、期間は平成31年度で、限度額は260万円とするものでございます。涌谷町町民バス運行業務に係る委託料、スクールバス借上運行業務委託料、スクールバス運行管理業務委託料につきましては、いずれも期間は平成31年度から平成33年度までの3年間で、限度額はそれぞれ1億3,501万6,000円、1億6,777万1,000円、1億120万1,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の1地方債の追加につきましては、今回の補正に伴うもので、幼稚園空調設備整備事業は起債メニューの幼稚園施設整備事業債で、小・中学校空調設備整備事業につきましては、県と緊急防災・減災事業債で調整中でございます。

2地方債の変更でございますが、道路整備事業につきましては、社会資本総合整備事業交付金の追加交付がありましたことから、事業費の不足分を地方債で増額補正するものでございます。防災資機材倉庫整備事業、町営住宅解体事業、幼稚園トイレ改修事業、高齢者福祉施設空調設備改修事業につきましては、事業費が減額となりましたので、それぞれ減額補正するものでございます。

それでは、歳入に入ります。

10ページ、11ページをお開き願います。

○町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 歳入のご説明をいたします。

14款国庫支出金1節児童福祉費負担金②涌谷保育園施設型給付費負担金692万7,000円の増額は、歳出の涌谷保育園委託料の増額に伴うものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、7節障害者福祉費負担金705万円の増額ですが、障害者自立支援費負担金と障害児施設給付費負担金、それぞれ国庫負担2分の1を見込むものです。

次の、国庫補助金の4節障害者福祉費補助金114万円の減額ですが、障害者地域生活支援事業補助金の内示により減額するものです。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、社会資本整備総合補助金226万6,000円……交付金につきまして、追加増額決定によるものでございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 7目教育費国庫補助金③臨時特例交付金257万7,000円の増は、幼稚園に空調設備を設置する計画で、歳出に予算計上させていただいておりますが、その工事費に対する交付金の見込み額を計上するものです。

○町民生活課長（高橋由香子君） ①国民年金事務費委託金56万2,000円ですが、歳出も同額補正しておりますが、国民年金法に基づくシステム改修費用を増額するものです。

以上です。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 15款県支出金2節児童福祉費負担金②涌谷保育園施設型給付費負担金127万9,000円の増額は、歳出の涌谷保育園委託料の増額に伴うものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 7節障害者福祉費負担金352万5,000円の増額ですが、障害者自立支援費負担金と障害児施設給付費負担金、それぞれ県負担分4分の1を見込むものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次のページ、12、13ページをお開き願います。

2項1目1節①交通安全指導員設置補助金で3万2,000円の減額でございますが、交通安全指導員の人数に対して補助されます市町村振興総合補助金でございまして、2人が退職したため減額になるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 4節児童福祉費補助金①乳幼児医療費補助金144万3,000円の増額は、歳出の子ども医療費助成金の増額に伴うものでございます。県分の2分の1を見込んでおります。27小学校入学準備支援事業補助金6万円の減額は、歳出の入学祝い金の支出の終了に伴うものでございます。県分2分の1を減額しております。

以上です。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 5節障害者福祉費補助金57万円の減額ですが、障害者地域生活支援事業補助金の内示により減額するものです。

終わります。

○農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 4目1節農業費補助金51万円の増額につきましては、⑬の経営所得安定対策推進事業費補助金が交付決定により35万円の減額、16のみやぎの水田農業改革支援事業補助金が要件達成により10分の3から10分の4に補助増嵩の見込みのため86万円の増額をお願いするものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次に、3項委託金⑨宮城県条例制定請求署名簿審査事務経費交付金21万7,000円の増額でございます。このことにつきましては、「県民投票を実現する会」が条例制定の直接請求に必要な署名活動を10月2日から12月2日までの2カ月にわたり県内各地で署名活動を行ったわけでございますが、集められました署名は今後、各市町村選挙管理委員会に提出されまして、選挙人名簿に照らし合わせ、有効または無効の審査を行うこととなります。その審査事務経費が交付金として交付されるものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 17款寄附金1項2目1節指定寄附金②教育費寄附金21万7,000円の増額は、町民ゴルフ大会実行委員会から5万円、涌谷町オリジナルトートバック購入者一同から4万7,600円、遠田商工会商業部会から、わくや産業祭の売上金11万9,680円を教育行政の一助としてご寄附をいただいたものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 18款繰入金の財政調整基金繰入金で5,510万1,000円の増額、ふるさと涌谷創生基金繰入金で1億731万4,000円の増額につきましては、今回の補正の財源とするものでございます。

なお、取り崩し後の財政調整基金の残高は5億13万4,000円となるものでございます。

ふるさと涌谷創生基金の本補正予算後の残高は6,453万9,000円となるものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 20款3項3目2節奨学資金貸付金元利収入①看護師等奨学資金貸付金返還金36万円の補正をお願いいたすものでございます。当初3名、学生に貸し付け決定を行いましたが、1名から9月20日付で退学したという申し出を9月25日に受けました。このことによりまして、月6万円の奨学金の上半期分、6カ月分の返還をいただいたものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 5目1節奨学金貸付金元利収入①奨学金貸付金元利収入176万7,000円の増額、②未収繰越分84万1,000円の増額は、一括償還、繰り上げ償還による増額補正をするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、5項⑭土地改良区総代選挙委託料8万円の減額でございますが、美里東部土地改良区総代選挙費に係る委託料の減額でございます。美里東部土地改良区におきまして、選挙区の統廃合が行われ、石巻市、東松島市、涌谷町の選挙区が1つに統合されまして、その事務を石巻市が担当することとなったため、涌谷町で選挙事務をする必要がなくなったことから、歳入歳出全てを減額するものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 3節過年度収入⑯児童手当精算交付金18万6,000円の増額と⑳未熟児養育医療費等負担金精算交付金445万6,000円の増額につきましては、前年度分の精算の交付決定を受けたものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 21款町債につきましては、先ほど第3表の地方債補正でご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

歳出にまいります。

18ページ、19ページをお開き願います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款1項1目細目2一般管理経費で147万1,000円の増額でございます。4節⑤雇用保険料の減額につきましては、平成29年度分の確定によるもので、11節③燃料費の増額につきましては、年度末まで見込んだものでございます。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 12役務費手数料、条例でご説明しました控訴申請手数料2件分でございます、収入印紙等に係るものでございます。

次の、委託料、同じく控訴委託料は弁護士2件分の訴訟の委託料でございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 同じく13節委託料で、職員採用試験委託料5万8,000円につきましては、来年度採用の職員採用試験を実施したわけでございますが、予定人員に達していないことから、追加募集に係る採用試験の費用をお願いいたすものでございます。

続きまして、細目3職員研修経費13節①職員研修委託料23万3,000円の増額でございますが、今回の公金紛失事件を踏まえまして、危機管理とリスクマネジメントについて外部講師を招き、職員研修会を実施しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

○会計管理者心得兼会計課長（木村 敬君） 3目会計管理費細目1会計事務経費でございます。13節委託料につきましてでございます。公金収納トータルサービス業務委託料につきましては、コンビニエンスストアでの収納取り扱いに伴う経費でございます。今後の見込みにより増額するものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次に、細目2庁舎管理経費18節①管理用備品購入費として15万円の増額でございますが、このことにつきましても、今回の公金紛失の再発防止策の一つとして、公金を扱う部署に防犯カメラ4台を設置しようとするものでございます。19節③大崎地区危険物安全協会負担金2,000円の増につきましては、今年度の不足分についてお願いするものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 5目企画費の3基金管理経費の25節積立金のふるさと涌谷創生基金積立金で235万9,000円の増額でございますが、ふるさと納税分の積み立てでございます。9の地域おこし協力隊事業費で319万8,000円の減額でございますが、当初予算では3人分の人件費、活動費を見込んでおりましたが、実績見込みで人件費につきましては2人分となりましたので、1人分を減額してございます。なお、活動費につきましては、9月から農業関係で受け入れ先2カ所を確保して、新規就農、雇用就農などを目指す方を新たに募集しておりますので、体験募集経費や募集イベント参加経費に組み替えしたものでございます。なお、募集経費につきましても、人件費、活動費と同様に特別交付税で措置されることとなっております。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次のページをお願いいたします。

細目1交通安全対策経費でございます。1節③交通安全指導員報酬11万9,000円の減額でございますが、交通安全指導員2人の減によるものでして、次の4節③社会保険料につきましては、嘱託指導員の年度末までの見込みによるものでございます。

11節②消耗品30万円の減額につきましては、指導隊員の制服購入費の減額でございます。

19節④補助交付金で16万8,000円の減額につきましては、高齢運転免許取得者教育支援補助金、次の交通安全指導隊共済会補助金、それぞれ事業確定により減額いたすものでございます。

終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 細目1コミュニティ事業経費11節⑥修繕料で20万8,000円の増額をお願いするものです。こちらは、9月の台風24号の被害、強風によりまして、上地区コミュニティセンターのひさしの部分が損傷いたしました。その修繕に要する費用といたしまして20万8,000円をお願いするものです。

終わります。

○税務課長（熊谷健一君） 2税務事務経費4節共済費、雇用保険料1,000円の減額、次の19節負担金補助及び交付金、地方税電子化協議会負担金1,000円の増額ですが、確定によるものでございます。

次に、1賦課事務経費23節償還金利子及び割引料、町税過誤納還付金150万円の増額、町税還付加算金10万円の増額ですが、年度末までの見込みによるものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、次のページ、24ページ、25ページをお願いいたします。

4項細目1美里東部土地改良区総代選挙費8万円の減額につきましては、歳入で説明いたしましたとおり、涌谷町で選挙事務をする必要がなくなったことから、全額を減額するものでございます。

次の、細目2直接請求署名簿審査経費21万7,000円の増額につきましては、これも歳入の際にご説明いたしましたが、署名簿審査に係る経費を措置するものでございます。

終わります。

○議会事務局長（高橋 貢君） 6項監査委員費1目細目1監査委員経費で9節旅費でございますが、2万6,000円の増、費用弁償なんです。こちらの監査業務の増を踏まえまして増額するものとなっております。

次のページをお開きください。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 26ページ、27ページになります。

3款民生費、社会福祉事務経費11節需用費3万4,000円の増額ですが、公用車の燃料費が訪問等の増加により不足が見込まれますことから増額をお願いするものです。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 細目3国民健康保険対策経費6万2,000円の増額ですが、国保会計への繰出金で、それぞれ人件費等に係るものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 2目国民年金事務費、国民年金事務経費委託料56万2,000円の増額ですが、歳入でも説明しましたが、国民年金システム改修業務委託料を増額するものです。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 3目老人福祉費、在宅老人福祉経費、工事請負費70万1,000円の減額ですが、高齢者福祉複合施設ゆらいふの空調設備改修工事の入札差金による減額でございます。
終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 細目5介護保険対策経費405万8,000円の減額ですが、介護保険事業会計への繰出金で、介護保険給付費の減に伴うもののほか、給与費、地域支援事業費の今後の見込みによるものでございます。
終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 細目6介護サービス事業費19負担金補助及び交付金③その他負担金、老人保健施設事業会計負担金に対しまして64万3,000円の補正をお願いいたすものでございます。交付税として処置されます基礎年金拠出金分にかかわる額の確定による補正増でございます。
終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 28ページ、29ページをお開きください。
細目7後期高齢者医療対策経費の19②後期高齢者医療広域連合精算負担金2,874万4,000円の増額ですが、平成29年度の精算分としまして、広域連合の負担金が追加されるものでございます。
終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 4目障害者福祉費、在宅障害者福祉費138万9,000円の減額ですが、障害者医療費助成受給者証発行業務等が完了したことに伴い、臨時事務職員の共済と賃金を減額するものです。
次の、障害者自立支援費の扶助費1,410万円の増額ですが、障害者自立支援給付費と障害児施設給付費のうち、短期入所、療養介護、就労継続支援B型等の利用の増により増額を見込むものでございます。
次の、償還金885万1,000円の増額ですが、平成29年度、障害者自立支援費の国庫負担金等の確定による償還金になります。
終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2項1目児童福祉総務費4保育委託経費①委託料、保育委託料1,052万1,000円の増額につきましては、涌谷保育園に対する保育委託料で、昨年まで保育士処遇改善加算1の加算を受けておりましたが、さらに年度途中で4月にさかのぼって処遇改善2の加算の認定を受けたことによる増額と、委託料の国基準額のアップによるものでございます。アップは1.4%を見込んでおります。

5子ども医療費支給経費①扶助費、子ども医療費助成金800万円の増額につきましては、3月までの所要額を見込み増額するもので、昨年度比16%増を見込んでおります。

7子育て支援経費、第三子小学校入学祝金12万円の減額につきましては、本年度分の16名の交付が終了し、残額を減額いたすものでございます。

次のページをお開きください。

2目児童館費、児童館運営事業経費、4共済費につきましては確定によるものでございます。

3児童館施設整備費②手数料、建築確認申請手数料10万8,000円の増額につきましては、涌谷第一小学校区学童クラブの来年度の建築に向けて確認申請を行うための手数料でございます。

3 こども園経費、4 共済費につきましては確定によるものです。

①工事請負費、こども園屋根改修工事37万4,000円の減額につきましては、契約差金でございます。

19負担金補助及び交付金③日本スポーツ振興センター負担金1万9,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 32ページ、33ページをお開きください。

4 款衛生費1 項1 目保健衛生総務費細目3 母子保健事業費13①委託料、妊婦健診委託料72万円の増額ですが、今後の見込みによるものでございます。

次の、細目5 地域医療対策経費19③その他負担金762万5,000円の増額ですが、救命救急センター運営費負担金などの精算に伴う増減ということでございます。内容としましては、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金を657万3,000円増額、大崎市夜間急患センター負担金を7,000円減額、石巻市夜間急患センター負担金を101万7,000円増額、石巻赤十字病院救命救急センター運営費負担金を4万2,000円増額するものです。利用者数としましては、大崎市の救命救急センターが503人、大崎市夜間急患センターが100人、石巻市夜間急患センターが441人、石巻赤十字病院救命救急センターが615人の実績でございます。それぞれ、それに伴いまして負担金が精算されるというものでございます。

次の、2 目細目1 予防接種経費13①予防接種委託料220万円の増額及び19④予防接種助成金30万円の増額は、ともに予防接種の今後の見込みによるものでございます。

終わります。

○町民生活課長（高橋由香子君） 2 項清掃費1 目塵芥処理費13節委託料52万9,000円の減額ですが、事業の確定により減額するものです。

19節負担金補助及び交付金8,000円の減額ですが、大崎広域事務組合への負担金の額の確定によるものです。

次のページ、34、35ページをお開きください。

2 目し尿処理費6 万2,000円の減額につきましても、負担金の額の確定によるものです。

終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 4 項1 目細目3 看護師等奨学資金貸付事業経費36万円の減額ですが、歳入でもご説明いたしました、お一人退学されたことによります下半期分、1 カ月6 万円の6 カ月分を減額いたすものでございます。

3 目細目1 病院対策経費19、③その他負担金、病院事業会計負担金3,263万5,000円の増でございますが、基礎年金拠出に係る公費負担分並びに企業債償還金利子分並びに利子確保対策に要する経費、3 本といたしまして3,263万5,000円の補正増をお願いいたすものでございます。

24投資及び出資金①投資及び出資金、病院事業会計出資金につきましては、企業債償還金元金に対しまして7,579万1,000円の増額をお願いいたすものでございます。

終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 6 款1 項1 目細目2 事務局経費⑤雇用保険料でございますが、額の確定により減額するものです。

○農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 2目細目2の11需用費、燃料費につきましては、販売促進等の今後の見込みにより7万円の増額をお願いするものでございます。

5目細目1の14節につきましては、パソコンリース料の額の確定に伴い2万5,000円の減額、それを12節の役務費に2万5,000円の組み替えをお願いするものでございます。

それから、細目2につきましても、13の委託料が額の確定により5万6,000円を減額し、その金額に1,000円を足したものを需用費、消耗品で5万7,000円の増をお願いするものでございます。

次の、細目3、19節につきましては、前年度の除雪費の増額により4,000円の増額をお願いするものでございます。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 8目農村環境改善センター費11節需用費⑤光熱水費17万6,000円の増額ですが、今年の7月、8月の猛暑の影響もあり、電気料の不足が生じたため増額するものでございます。

⑥修繕料69万円の増額ですが、農村環境改善センター玄関の自動ドア交換40万円と、汚水ポンプの修理29万円です。自動ドア交換につきましては、11月上旬に使用できなくなり、業者の点検結果、自動ドアセンサーが設置から30年以上経過し、老朽化による故障とのことでございました。汚水ポンプの修理につきましては、業者の点検結果、設置から15年以上経過し、老朽化によるもので、ポンプの交換をするものでございます。

終わります。

○農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 次の、細目1、19節④補助交付金につきましては、歳入で申し上げましたとおり、交付決定による35万円の減額と、補助増嵩による86万円の増額をお願いするものでございます。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 38ページ、39ページをお開きください。

7款商工費1項2目2企業誘致対策経費13節委託料4万4,000円の減、19節その他負担金143万5,000円の減をお願いするものです。委託料につきましては、黄金山工業団地ののり面管理、その他負担金につきましては、町内企業への水道管布設につきまして、事業が完了し、金額が確定したことによるものです。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、8款土木費2項1目道路橋りょう総務経費の11需用費、燃料費の9万円は、公用車ガソリン代の見込み額をお願いするものです。修繕料5万1,000円は、道路照明灯2基の修理費の計上でございます。

続いて、40、41ページをお開きください。

3目道路新設改良費委託料の4,000円の減額は、契約差金でございます。工事請負費の222万円は、交付金事業で石坂橋の橋梁補修工事の追加増額でございます。

続きまして、3項1目都市計画総務費19節負担金補助及び交付金の街路灯電気料等補助金は、さきの条例で説明したとおりの25万円の増額でございます。

それから、2目公園費の修繕料8万円は、小破修理の見込み額をお願いするものです。

○上下水道課長（平 茂和君） 4目1下水道事業費でございますが、19節負担金補助及び交付金といたしまして、下水道事業会計への負担金ということで89万6,000円を減額いたすものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 4項1目住宅管理費、修繕料の60万円は、八雲住宅の退去後のリフォーム費用やボイラー等の修理費の見込み額でございます。保険料の減額は、契約額の確定によるものです。

続いて、工事請負費、解体工事の契約差金の減額と、淡島住宅公園の遊具が老朽化したことから、地域と協議の上、ブランコほか3基の撤去費をお願いするものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、次のページ、42ページ、43ページをお願いいたします。

9款消防費細目1 消防施設維持管理経費15節①同報系防災無線遠隔操作回線移設工事68万2,000円の減額につきましては、大崎消防本部移設に伴い、町でこの回線の移設工事をする予定でしたが、この工事につきましては大崎消防本部で費用を見るとの連絡がありましたことから、今回、計上しておりました全額を減額するものでございます。

次の、細目1 水防対策経費9節①費用弁償16万8,000円の減額につきましては、消防団の水防演習事業の終了によるものでございます。

次の、細目2 災害対策経費18節備品購入費の防災資機材倉庫購入費の減額につきましては、契約差金を減額するものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費にまいります。

44ページ、45ページをお開きください。

1項2目2 事務局経費4節共済費③社会保険料3,000円の増、⑤雇用保険料1,000円の減、7節賃金④嘱託賃金8万5,000円の減、8節報償費①報償金6万4,000円の減は、年度末までの見込みによる増減となります。

11目②消耗品10万8,000円の増は、来年度新しくなる教科指導書及び改訂される教科に使用する指導書の購入に充てるものです。

19節④補助交付金5,000円の減は、就学応援交付金の確定による減額です。

4目11節需用費②消耗品費41万7,000円の減は、運行管理委託をしているスクールバスのスタッドレスタイヤの契約差金を減額するものです。

13節委託料①委託料10万4,000円の減は、笹岳白山小学校のプール用バスの契約差金による減額となります。

細目5 学力向上対策経費11節需用費②消耗品1万円の増、12節役務費③保険料4,000円の減、14節使用料及び賃借料6,000円の減は、年度末までの見込みによる組み替えとなります。

7わくや子どもの心のケアハウス運営事業経費11節⑤光熱水費1万円の増、12節役務費、通信運搬費1万円の減、それから②手数料1万2,000円の増、14節使用料及び賃借料①使用料及び賃借料1万2,000円の減は、年度末までの見込みによる組み替えとなります。

46ページ、47ページをお開きください。

2項小学校費1目2 小学校管理経費4節④労災保険料1万9,000円の減、⑤雇用保険料1万9,000円の減は、確定による減額です。

5節②休業補償費1万2,000円の増は、小学校特別支援教諭がけがをしたことによる、労災保険料から支給されない待機期間3日分について支給するものでございます。

11節需用費⑥修繕料5万円増額は、不足が見込まれる修繕料をお願いするものでございます。

15節①工事請負費、涌谷第一小学校体育館通路棧橋改修工事93万7,000円は、体育館通路の段差解消や老朽化

した棧橋をゴム製マットにするための工事代金をお願いするもの、そして同じく涌谷第一小学校給湯器交換工事については、昨年度、凍結により壊れております職員用シャワー室の給湯器を交換する工事となります。このシャワー室を利用して、特別支援の児童などで身辺自立ができていない子供の体を洗うのに使用するものでございます。

3 小学校施設整備費13節①委託料、小学校空調設備実施設計業務委託料703万5,000円は、小学校普通教室及び職員室に空調設備を整備するための委託料をお願いするものです。

次に、2目小学校教育振興費1 小学校教育振興経費7節②臨時事務職員賃金12万円の減額は、プール監視補助員賃金の実績による減額となります。

2 小学校課外活動経費11節②消耗品費2万円の増、18節①備品購入費10万円の増額については、歳入で説明いたしました寄附金のうち、遠田商工会商業部からの寄附を活用させていただき、涌谷第一小学校のマーチングバンド用の消耗品と楽器を購入させていただこうとするものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

10款3項中学校費から説明をお願いします。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 46ページ、47ページでございます。

3項中学校費1目2中学校管理経費4節共済費③社会保険料21万円の減、④労災保険料9,000円の減、雇用保険料5,000円の減は、年度末までの見込みによる減額となります。

7節賃金②臨時事務職員賃金37万9,000円の減は、特別支援の補助教諭を募集しましたが、見つからなかったことによる減額となっております。

48ページ、49ページをお開きください。

3 外国青年招致事業経費9節②普通旅費8万8,000円の減、13節①委託料50万1,000円の減、14節①使用料及び賃借料16万5,000円の減は、今年度、夏に実施いたしましたイングリッシュキャンプの事業実績による減額となっております。

4 中学校施設整備費13節①委託料、中学校空調設備実施設計業務委託料284万8,000円は、小学校施設整備費で説明したことと同様、中学校の普通教室及び職員室に空調設備を設置しようとするための実施設計を行うため計上したものでございます。

2目中学校教育振興費1 中学校教育振興経費7節賃金②臨時事務職員賃金3万5,000円の減は、プール監視補助員賃金の実績による減額となります。

18節①備品購入費9万8,000円は、歳入で申しあげました寄附のうち町民ゴルフ大会実行委員会からの5万円と、涌谷町オリジナルトートバック購入者一同からの4万7,600円を活用させていただき、楽器を購入しようと

するものでございます。

4項幼稚園費1目2幼稚園管理経費4節共済費③社会保険料77万円の減、④労災保険料2万8,000円の減、⑤雇用保険料1,000円の減は、年度末までの見込みによる減額となります。

50ページ、51ページをお開きください。

5節災害補償費②休業補償費1万4,000円の増は、幼稚園支援教諭がけがをした際の、労災保険から支給されない待機期間3日分についての支給をするものでございます。

7節賃金②臨時事務職員賃金294万2,000円の減は、幼稚園の臨時職員が募集しても集まらなかったことから減額するものでございます。

11需用費②消耗品費9万6,000円の増につきましては、ののだけ幼稚園でストーブの試運転をした際に灯油のホースが劣化しており、行事に使用している量に油がかかってしまい使用不能となったことから、今回購入しようとするものでございます。

②修繕料5万円の増は、今後見込まれる修繕に備えてお願いするものでございます。

12役務費②手数料11万9,000円は、涌谷幼稚園のストーブが2機故障していることから、旧小里小学校から移設しようとするものでお願いするものでございます。

13節委託料①委託料の1,000円の増は、健診委託料の不足分をお願いするものでございます。

15節①工事請負費、トイレ洋式化工事127万6,000円の減と、遊具撤去、移設工事3万4,000円の減は、実績により減額するものでございます。幼稚園空調設備工事費1,192万4,000円は、涌谷幼稚園、涌谷南幼稚園、ののだけ幼稚園の3園に空調設備の整備をするため計上させていただいております。

7節賃金②臨時教諭賃金322万6,000円の減額は、預かり保育教諭を募集しましたが、応募がなかったため減額するものでございます。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 5項社会教育費1目社会教育総務費4節共済費③社会保険料1,000円の増額ですが、子育て拠出金率の改正により増額するものでございます。

52ページ、53ページをお開き願います

2目公民館費4節共済費③社会保険料17万9,000円の減額ですが、当初、図書の知識のある図書司書勤務での臨時職員1人を募集しましたが、応募者がいなかったため減額するものでございます。なお現在、図書室の勤務を臨時職員2名で行っております。臨時職員の勤務時間、20時間未満で社会保険加入基準には該当いたしません。

7節賃金④嘱託賃金24万1,000円の減額ですが、涌谷公民館嘱託職員が病休の期間3カ月分を減額するものでございます。なお、病休期間中は臨時職員や職員で対応いたしました。臨時職員の賃金は、図書室の臨時賃金を調整し対応いたしました。

3目文化財保護費1文化財保護経費11節需用費⑥修繕の22万9,000円の増額ですが、消防点検により涌谷伊達家墓所自動火災報知器設備が経年劣化により交換に要する経費をお願いするものでございます。なお、現自動火災報知器設置年数は、業者点検では50年以上となるとのことでございました。

細目2歴史公園管理経費ですが、追戸横穴古墳の音声ガイダンスの修理の経費に伴うものでございます。

11節需用費⑥修繕料6万6,000円の増額ですが、音声ガイダンス映像説明装置内のDVDプレーヤーの経年劣

化による交換代となります。

18節備品購入費3万7,000円の増額は、音声ガイダンス映像説明装置内のモニター交換に要する経費をお願いするものでございます。

4目史料館費11節需用費②消耗品費2万円の増額ですが、史料館に設置している消化器3本が、12月が使用期限のため交換及び処理料の経費をお願いするものでございます。

6目ががね創庫費4節共済費③社会保険料1,000円の増額ですが、子育て拠出金率の改正により増額するものでございます。

次に、6項保健体育費1目保健体育総務費ですが、54ページ、55ページをお開き願いたいと思います。

11節需用費①食糧費9,000円の減額ですが、2018年宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭事業昼食代確定によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金46万4,000円の増額ですが、スポーツ少年団等全国大会へ出場した経費の2分の1を補助するものでございます。第12回少林寺拳法全国大会に出場した5名と、2018年少林寺拳法全国大会に出場した5名、第21回全国ヤングバレーボール男女優勝大会に出場した1名分と、第26回全国中学生空手道選手権大会に出場した4名の旅費、宿泊費、大会参加費の2分の1の補助でございます。4大会分となります。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 2目給食センター運営費2給食センター運営経費11節需用費③燃料費70万円の増額は、A重油の価格高騰による年度末までの見込みによる不足額をお願いするものでございます。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 3目体育施設費7節賃金②臨時事務職員賃金16万1,000円の減額につきましては、B&Gプールが終了し、確定によるものでございます。

④嘱託賃金3万円の増額につきましては、通勤手当の不足となります。通勤手当の距離算定の金額の間違いとなります。5キロ以上を5キロ未満で当初計上いたしました。今後このようなことがないよう気をつけます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

まず、人件費全般についてご質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、第2表の債務負担行為補正について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、第3表地方債補正について質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今補正予算でエアコン、幼稚園、小学校、中学校、設置されることになって、9月に一般質問をした者としては大変喜ばしいことでございます。

しかし、9月の一般質問の際に、町長の回答では、きょう、たまたま会議録をいただいて、12、13ページに載っておりますけれども、町長の認識としては、東日本や関東に比べて生命にかかわるような状況ではないと受け

とめておりということと、それから、単にエアコンの設置のみではなく、発電設備の改修も必要になってくる。それから、体育施設は老朽化が進んでいる。それから、費用対効果や、より有利な事業を検討していくというように、町長としては設置しない意向だろうと私は考えていたわけですが、それで今議会でも一般質問をしようと思っていたやさきだったんですが、予算計上をされたということでございます。

それはそれで大変いいことなんですが、そういう今、読み上げましたことの検討とは、たかが9月、10月、11月の短い期間でされたのかどうか。それから、エアコンを入れようと決断した時期がいつだったのか。

以上、質問いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 2番議員にお答えします。

9月議会では、確かにそのような答弁をいたしておりました。しかしながら、今回、政府から、公立学校施設整備、いわゆる冷暖房設備対応の臨時特例交付金制度というものが示されました。それが、文書が入ったのが10月26日でございます。文科省では10月17日に通達を出しておるようでございますが、この際の制度といたしましては、当該交付金は、大阪北部地震によるブロック塀の安全対策と、ことしの夏の猛暑による冷房設備整備に特化したもので、既存の学校施設環境改善交付金とは異なると。

それで、これは今回の補正措置のみと。31年度ではこの制度がありませんから、乗るのであれば今だよということで乗らせていただきました。

ちなみに、その時点ではもう隣町でありますとか、いろんな各、県内におきましても手を挙げておりましたので、9月時点では確かに財源の手当の見通しとか、そういった制度のことについてはまだ見通しが立たなかったもので、そのようにお答え申し上げましたが、今回、政府でそのような交付金制度ができたということで、今回乗らせていただくと。このような形でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） その交付金については、恐らく幼稚園の部門だろうと思うんですけども、小中学校については、ここは起債ですけども、補助とかもあるんだと思うんですが、これは災害関係の交付金の裏づけといますか、そういうものということで聞いていますが、私が言いたいことは、10月にある程度そういう方向性を立てたということであるならば、通年議会でもありますし、なぜすぐに、11月あたりにでも早くしなかったのかということをお聞きしたいわけです。

といいますのは、どの町村、全国でこういう工事がスタートするわけですね。ですから、その工事のとり合いといますか、そういうことも当然考えられるわけなので、1カ月でも1週間でも早い、そういう発注業務とかしなくてはいけなかったのではないかなと思うんですが、その辺のところまで考えたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 具体的な財源の、その制度につきましては担当から申し上げますが、政府の通達では、11月下旬にこの制度が内定になって、交付決定が12月中旬ということで、恐らくどの市町村でも手を挙げましたけれども、予算化したのみで着手はしていないと思います。確かに、宮城県でも、一斉に手を挙げて、全小中学校、あるいは幼稚園、保育所もこれは対象になります。そういった際に、恐らく機材とか、今、質問者が心配のお

り、工期でありますとか、そういったことについては、着手するのも恐らく年が明けて間もなくにはならないと。かなり先の話ではないかと。

それにおきまして、エアコンの本体ならず、いわゆる電源の関係もございます。キュービクルでありますとか、あるいは学校によっては校舎の補強といったものもございますので、恐らく全国一斉に同時には動かないというふうなならみでおります。

なお、その財源につきましては担当課から説明させます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、国からの補正予算で示されましたのが10月末ということで、庁舎内でも検討いたしました。結局、最終的な考えがまとまりましたのが若干おおくれてしまいましたので、12月補正での対応となったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと心配されるんですが、第1次補正の補助で終わりだという国の方針だろうと思うんですが、当然、来年の夏の時期には完成しないだろうと思うんですが、そうすると、いつの完成を目指していくのか。してみないとわからないということになるのかわかりませんが、恐らく私はかなり厳しいだろうと思うんですが、その予算は当然そうなれば繰り越し、あるいは冬休みの時期の工事等になるのかなと思いますが、どのようにその辺は予定を立てているのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 議員さんおっしゃったように、全国一斉で工事がスタートするというので、今回の特例交付金のお話をいただいたときも、30年度補正予算のみということで、繰越明許費はもちろん、事故繰越しまで視野に入れて、それでも結構なので手を挙げてくださいというお話でございました。新聞報道等にもございますように、時期は本当に見えていないというのが現状でございます。全国一斉での、工事業者も物も不足するということが見込まれておりますので、一日も早い整備が望まれるところでございますが、時期については、まだ設計等もしてみないとわからないというのが実情でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となります。21款の町債は省略いたします。

10ページ、14款国庫支出金から15ページの20款諸収入までについて質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと、別表3の継続になるんですけれども、片方というか、中学校ですか、中学校のほうの臨時特例交付金とかは当然ないわけで、この起債は時期的にはいつ打つというか、申請するのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時25分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 小・中学校空調設備整備事業に関しては、ことし、今回に関しては設計業務のみでございます。そして、その財源としては緊急防災・減災事業債を使用するという事で県と現在調整中でございます。

臨時特例交付金よりも、緊急防災・減災事業債を使用したほうが、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるということで、より有利な条件ということで、こちらで検討している状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。何か特例債ではなく、防災のほうでの補助申請ということで。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今、話も出ましたけれども、それは設計だけがないのか、工事費まで全部ないのか、その特例債の該当というものが。恐らく防災の関係なので、全てが起債なんだろうとは思いますがけれども、その辺は幼稚園と小中学校の補助内容なり起債内容がまるっきり別だということですよ。ちょっとその辺、確認です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長、その内訳を説明してください。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 当初、臨時特例交付金の使用も考慮しましたが、制度的に有利な条件としては、緊急防災・減災事業債を使ったほうが有利ということで、今回、今年度に関しましては設計業務ですが、整備事業に関してもこちらを使う方向で今、県とは調整中でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 検討することはいいんですけども、そこであれですか、それが確約できる事業なものかということは今、質問者は聞いていると思いますが。工事まで踏み込めるんですかということですよ。

休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 今年度に関しては設計業務だけですので、まず緊急防災・減災事業債を使用しますが、実際、整備の段階においては緊急防災・減災事業債、あとそのほかに有利な条件の起債等があれば、それを使って整備する予定ではおります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 整理するとか、結局、幼稚園は文科省の補助の臨時特例交付金と起債で事業をします。それから、小中学校は地域防災のほうの基金とか、その起債を充てて事業をするということでもいいんですよ。そうであれば、地域防災のほうであれば、これは特に今回の国の第1次の補正には該当しないものだから、当然これは来年度も再来年度も、32年まで使える起債ですので、特にここでは繰り越すとか、そういう

ことはあり得ないですよ。幼稚園だけが繰り越すというような感じになるんですよ。ちょっとその辺を確認していきます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長、今までの整理をして答弁願います。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 特例債については、小学校、中学校も使える交付金となっております。ただし、文部科学省の交付金については、算定基準が教室1平米当たり幾らという基礎単価に工事費を掛けて算出するものでございます。そうすると、実工事費との乖離がございまして、財政と相談したところ、緊急防災・減災事業債のほうが有利だということで今、進めているところでございます。そちらは避難所になっていないと使えないということで、小学校、中学校は避難所となっておりますことから、そちらを活用するというところで検討しております。

幼稚園につきましては避難所となっていないことから、そちらの活用はできないということで、今回の臨時特例交付金を活用しようということで検討しているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかに、今、歳入についての質疑中でございます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、次に歳出に入りますが、よろしいですか。

それでは、18ページから19ページ、1款議会費でございます。これは人件費のみでございます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、18ページから23ページに至ります。2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 23ページの、交通安全対策費のうちの補助交付金で、高齢者運転免許取得者教育支援補助金が確定により8万円の減額という形なんですけれども、このごろは余り騒がれなくなりましたが、まだ依然として高齢者の交通事故が頻繁に起きている状況でございますし、免許返納に関して、その部分を返納するか持続するかという形で、たびたびそういう話にもなるんですけれども、結局その部分の免許取得者に対しては安全喚起というか、その部分で予算どりをしていると思うんですけれども、高齢者に対して、どういう周知で、このように余るような形になったのかお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 高齢者運転免許取得者の教育支援補助金でございますけれども、このことにつきましては、交通安全週間の中で、涌谷自動車学校の協力を得まして、事業を展開しているものでございます。参加者につきましては、西地区と東麓岳地区、交互に2回に分けてやっているわけでございまして、参加者については、各区長さん方をお願いして募っているわけでございますけれども、今年度におきましては若干その定員よりも少ないという状況になったということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 今の総務課長の答弁で、そのとおりだと思うんですけれども、私が言いたいことは、その部分を周知徹底して、予算ではありますけれども、使い切るぐらい声かけをして、安全のためにそういうことができなかつたのかという部分を指摘したいんですけれども、その部分、十分にしたんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） こういった機会というものはないもので、あとは各地区でやられていますシルバー交通大学ですか、そういったところでも呼びかけてはおりますけれども、今年度につきましては定員に満たなかったということでございますので、次年度以降につきましては、定員オーバーになるくらいに募集というか、受けられるように声かけをしていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） そのような形で来年度は余すことのないよう、ぜひ本当に周知徹底して、できるだけそういう部分の交通事故等を、涌谷町が安全・安心な町というような形で宣伝できるようにご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁よろしいですか。ほかにご覧いませんか。3番。

○3番（佐々木みさ子君） 21ページの、地域おこし協力隊事業でお聞きしたいと思います。13の委託料で、商品開発試作品作成等業務委託料で載っています30万円。これは交付金なのか、町のほうのこういう商品開発の場合は、協力隊が使えるお金というものは交付金があるのか、また町のほうの支出なのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 地域おこし協力隊に係る経費、1人400万円に関しまして、人件費、活動費も含めてでございますが、それにつきましては全て特別交付税で措置されるものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） では一応、経費ともども交付金から捻出しているという解釈でよろしいわけですか。そうしますと、その400万枠内で協力隊の方たちが商品開発、もしくはいろんな地域おこしのために使うお金というものは、400万円を、例えば超した場合は交付金がプラスで来ることはあるのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 400万円を超えた分に関しては、全て町の持ち出しでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 3番。

○3番（佐々木みさ子君） 今回、甘こうじですか、それを今、開発中だと思うんですけども、その400万円を超えた範囲では町の持ち出しということをお聞きしたんですが、その400万内で商品開発を、例えば……内か、もしくは超しても別に町の地域おこしなのでいいかと思うんですけども、その商品のPRというものを、交付金であれ、町の持ち出しであれ、やはりもっとPRして、せっかく来ていただいている地域協力隊の方たちにどんどん力を発揮していただいているんですけども、PRをもっとするとか、例えば購入しやすい金額でというのは何かすごく大事なことのような気がするので、やはりその辺というものは、消費者ニーズに合った価格設定をしていただきながら、町のPRをしていただきたいと思いますけれども、その辺に関して町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 地域おこし協力隊、今2名おられまして、それぞれ分野で働いておられます。質問者がおっしゃいましたように、商品開発に関することにつきましても、かなり高度な技術を持っておりまして、その際

に予算オーバーをしたらどうなるのかということですが、やはり町のためでございますので、そういった予算措置についてはいろんな形で考えていきたいと思っておりますが、なおかつ能力を發揮しやすいような環境づくりも必要かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 次に進みます。22ページから23ページ、2項町税費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） それでは、24ページから25ページ、3項の戸籍住民基本台帳費は人件費のみでございます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 同じく、24ページから25ページまでの、4項選挙費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 次に、24ページから25ページ、6項の監査委員費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 次に進みます。26ページから29ページの、3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 次に、28ページから31ページになります。2項児童福祉費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） では、32ページから33ページ、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 33ページの、地域医療対策経費の中で、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金657万3,000円。当初、これはたしか1,900万円だったと思うんですけども、前年度の実績で、説明では503人ということで657万3,000円の補正ということですけども、設立当時の、これをつくった経緯とか、そういったことがちょっと何か曲げられてきたという言い方はおかしいんですけども、設立当初の趣旨と何か異なっているのではないのかなと。当初、たしか記憶では県が1億5,000万円出して、古川市が1億円、そして残りを構成町村で負担するというのでスタートしたはずなんですけれども、どこかで変わってきているんですが、その変わった経緯とか、当初つくった趣旨をもう一度説明いただいて、今後どうしたらいいかということを検討したいと思いますので、その辺いかがだったのでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） お答えします。

大崎市民病院の救命救急センターの負担金の経緯というお話でございます。救命救急センター、平成6年設置当時、今お話しいただきましたように、3億円を開設収支の不足に充てるということで取り決めをしたというこ

とのようです。県が1億5,000万円、当時、古川市ということで1億円、それから県北の6市町ということで、5,000万円の負担割合でスタートしているということでございます。

ここから経緯していきまして、平成11年に国の補助が入ったようでございます。国の事業ができたということなんでしょうか。その際に、県の補助金1億5,000万円ということでスタートしているんですが、これが1億2,000万円に減額されているようでございます。県北の市町の負担は5,000万円のままということなんです。

そこから、平成18年に三位一体改革ということで、県の補助が廃止されるということが起きます。それで、県の負担金は、県の補助ということは廃止ということのようで、運営費支援という取り扱いに切りかわっているということです。金額としましては、県の負担ということで1億2,000万円ということのようです。大崎市、県北の市町の上限額、先ほど5,000万円ということでスタートしているんですが、この際に上限規定が廃止というか、撤廃されているという状況でございます。

そこからずっと、そういった取り決めで推移しているようなんですが、平成27年の11月に、県から補助金の見直しの考えが示されたようです。地域医療再生基金という復興財源というふうな意味合いだったんでしょうかね、平成27年度で終了となるということで、県内の救命救急センター支援のあり方を見直しますということで、これまで1億2,000万円だった県からの負担金が平成28年度から5,722万5,000円、基準とされるもので計算するとそうなりますというお話だったようなんですが、1億2,000万円が5,700万円程度になるというお話が示されたところでございます。

それで、28年の4月に入りましてから、大崎市長と宮城県の保健福祉部長が面会をいたしまして、28年度から1億2,000万円を5,700万円にするというふうなお話だったんですが、大崎市長と県で話し合いをしまして、激変緩和というか、28年から平成31年までの4年間で段階的に補助金を減らしていくというような、階段というか、お話し合いがされたというようなことでございます。

それで、28年の11月に大崎市長と副知事が面会をしまして、大崎市としては合意というか、そういうふうな話になったということでございます。

平成29年の3月に、先ほどの、救命救急センターの運営協議会、構成市町で制定しておりますが、その関係市町の首長の会議が開かれまして、そこで県の補助金の削減について議論がされたようです。そこで、うちの涌谷町長も意見を申し上げて、先ほど、28年度から5,000万円になるというふうなお話だったものが、激変緩和で31年までの4年間で段階的に減っていくというようなことについては確認されたということでございます。

それで、そういったことで進んでいるところなんですが、平成30年、ことしに入りまして、やはり大崎市民病院の救命救急センターのことは地域の医療圏の構成市町村でやっていきなさいというふうな県の立場みたいなものもちょっと見え隠れしたものですから、県北地域における救命・救急体制のあり方に関する検討会というものを構成市町で立ち上げまして、今後の救命救急センター、圏内の体制について、ちょっとしっかりと県で責任を持っていただけないかということ協賛というか、申し出していこうというふうな動きをしているところでございます。

救命救急センターの経緯については、そういったところでございます。

今回の600万円の増額に関してなんですけれども、こちらについては、補正の人数についてもそうなんです、負担金、あり方としては、救命救急センターの不足分を人数割りで負担しているものですから、当初見込んでい

た不足額よりも精算した結果、ちょっと不足額が大きくなったので、それをそれぞれの市町村の利用者数割で計算したところ、600万円の補正が必要という状況になったということでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 今、聞いて、やっぱりおかしいよね、これね。県が最初、1億5,000万円出しますと言って、1億2,000万円に減らして行って、なし崩し的に5,700万円で、そして各市町村は青空天井と、そんなばかな話は、俺はないと思う、これは。本当に、議員やっていて申しわけないんだけど、こんなになるまで議会も県に対して意見書も出さなかったというのも、議会もこれはちょっと怠慢といいますか、残念なことだったんだけど。

大崎市議会は28年の3月に意見書を提出しているんですよ。これはやっぱり、当初の約束をほごにされたということでの県への申し入れと。もとに戻してくれという。だから、それは大崎市だけの問題でない。ここに、さっき説明の中で、大崎市長と保健福祉部長の面談とか、市長と副知事の面談で合意してさ、構成市町村どうすんのというのさ。これは、やっぱり構成市町村が一体となって県に申し入れすることと、それはほかの議会にも働きかけて、やっぱり構成市町村の議会で意見書を提出するとか、あるいは、首長は首長の会議があるわけですから、そこでぜひ話題提起をしていただいて、県に強く申し入れをしていかないと、どう考えても不合理としか思えない。なんで県は5,700万円でストップで、それも段階的に減らしていくってね。そして、構成市町村だけが残りの分を、青空天井ではないけれども、出して、そんなばかなことをまかり通させたのでは絶対うまくないの。

町長、どうですか。これはやっぱり首長会議で訴えていくことと、これは後、議長と相談して、議会の中でも論議して、やっぱり意見書として県に出していかないと、ずるずるとやられたのでは本当に、では県民の救急、救命は誰が責任を持つのと。たまたま市民病院があるから、本当は県がやらなければならないことを市民病院がかわってやっているから、市民病院にお金を出しましょうと始まったことなんですよ。だから、それはやっぱり県民の救急、救命を守るためには、やはり県はそれ相当の責任も持ってもらわないといけないと思うんですが。町長、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 憤りは私も感じております。

構成市町、旧古川ですね、今、大崎ですけれども、栗原、登米、加美、色麻、美里、涌谷町と、こういった構成市町でありまして、直近では29年の3月に関係市町長会議が開かれました。その際にご意見申し上げたんですが、大崎市長と私だけであって、ほかの市町村は言わないんですよ。

それで、確かにこれは首長だけでなしに、議会のお力もかりなければなりませんので、その辺、歩調を合わせて運動できる体制にしていただければと思っております。

ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにございませんか。次に進んでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、32ページから35ページまでの、2項清掃費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、34ページから35ページ、4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、34ページから37ページになります。6款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、38ページから39ページ、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 次に進みます。38ページから39ページ、8款土木費1項土木管理費については人件費のみでございます。次に進みます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 38ページから41ページになります。2項道路橋りょう費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 40ページから41ページ、3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 進みます。同じく、40ページから41ページ、4項住宅費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、42ページから43ページの、9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 次に進みます。次に、42ページから45ページになります。10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） それでは、46ページから47ページになります。2項小学校費について質疑ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 小学校の施設整備費で、2番議員も歳入で質疑したと思いますけれども、緊急防災・減災事業債を使つての事業だということで説明があつて、ここが、課長は、避難所にもなるということでしたけれども、残された体育館なんです、体育館も大きな避難所となると。これは中学校も含めてなんですけれども、その空調や冷房の設置もやがては避難の関係では考えていかなければいけないかなと思うんですけれども、そういった考え方はいかがなんでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 避難所ということでなっておりますけれども、こちらについては全国的といいますか、県内でも体育施設への空調設備の設置は大変少なくなっていると思います。避難所を必要であるという議論が出てまいりましたら、防災等とも協議しながら、設置については検討していきたいと思っておりますけれども、老朽化も進んでいる施設でもございますので、その辺と加味して検討してまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） そういった点で、これは中学校も含めて、具体的にまだ先の話になるかもしれません。他町の状況、そしてまた国の動向もあると思っておりますけれども、一定の検討はしていって、有利なものがあれば、そういう採採用をすべきだと思います。その点も含めまして、検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 今後、防災担当とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 小学校の工事請負経費についてお伺いしますが、第一小学校の給湯器の交換工事ということで、説明では凍結のためということですが、そうであれば、ことしの年初あたりからの凍結で、これまで全然使われてきていなかったのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） この給湯設備については、教員の更衣室についているものでございます。それで、夏場でもあったということで使用していなかったんですが、今回、特別支援の児童について、身辺介護が必要な子供に対して、給湯設備を設置してほしいという要望が学校からございました。それで検討したわけなんですけど、これは本来は保健室に設置すべきものでございますけれども、保健室に設置しますと狭くなるということでございますので、今ある施設である教員用のシャワールームを改修すれば、今回の20万円くらいの給湯器の修繕で終わりますので、そちらを活用して、男子児童は男性の更衣室で、女性の児童については女子更衣室で、汚れた際に洗ってあげるということをしようとするものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと気になることは、凍結するときから、これまで全然使用させていなかったということではないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） これまでは壊れていることもあって、使用しておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 児童のことを考えれば早く予備費とか、そういうものでも当然、こんなに大きい金額ではないのに、なぜ今、時期なのか。ちょっとその辺、理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 今回になった理由としましては、来年度新規に入学する児童

で、そういった介護が必要な児童が入る見込みがあるということで、保健室への給湯設備といたしますか、洗う検討を始めたということで、今回になったものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは休憩いたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

質疑を続けます。

46ページから49ページまでの、3項中学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。48ページから51ページ、4項幼稚園費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 50ページから53ページに至ります。5項社会教育費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、52ページから55ページになります。6項保健体育費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第73号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時16分